

## 南部町・南部川村合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協定書

南部町・南部川村合併協議会（以下「協議会」という。）の委員のうち、地方公共団体の長その他の常勤職員以外の委員（以下「当該委員」という。）の身分等の取扱いについては、次のとおりとする。

（身分等）

第1条 当該委員は、協議会の委員の委嘱をもって、当該委員を選任した町村長が属する町村の非常勤の職員に任命されたものとみなす。

（公務災害補償制度の適用）

第2条 当該委員の公務災害及び通勤災害については、当該委員を選任した町村の公務災害補償制度を適用し、かつ、当該町村において、対応（公務災害の発生に伴い必要となる認定委員会、災害補償その他公務災害に関する費用負担を含む。）するものとする。

（報酬及び費用弁償）

第3条 当該委員に協議会の関係規程に定める報酬及び費用弁償の支給があったときは、これらを当該委員が非常勤職員の身分を有する町村において定めた当該非常勤職員に支給すべき報酬及び費用弁償とみなす。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、南部町と南部川村の長が記名押印のうえ、それぞれ、その1通を保有する。

平成14年11月12日

南部町長 山崎 繁雄

南部川村長 山田 五良